

町内会・自治会等の皆様へ

補助金のご案内

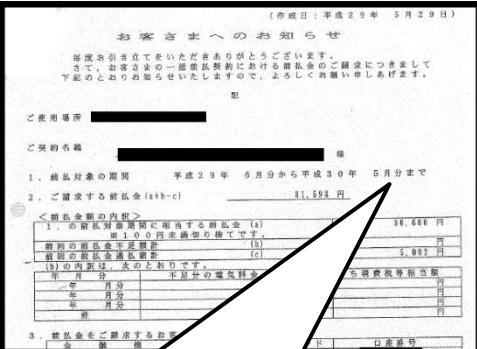

市では、町内会・自治会等で管理しております防犯灯の、維持管理費と設置（交換）費用の一部を補助します。

防犯灯補助金の種類は2種類ございます。

○防犯灯管理補助金【1基につき 年間1,000円】

当該年度の4月1日現在に管理している防犯灯の数に応じて、1基につき年間1,000円の補助をするものです。毎年、町内会等で市（市民センター）に申請をして頂きます。4月分の電気料金等領収書が、お手元に届いた時点で申請することができます。

※申請期間は年度末の3月31日まで。申請から補助金振込みまで、約2ヶ月程度かかりますので、補助金申請書類の提出が、年度末になると、年度の決算内に補助金が振込みできなくなります。4月分の電気料金等領収書がお手元に届きましたら、お早めにご申請ください。

防犯灯の電気料金を <u>年一括前払い</u> にしている場合について	防犯灯の電気料金を <u>月払い</u> にしている場合について
<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・東京電力からのお知らせの写し ※別紙参考・電気料金等領収書の写し・設置個所を示す位置図(任意様式)・預金通帳の表紙の写し(振込みの場合) <p>※ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は裏面を参照</p>  <p>前払対象の期間に申請年度の4月分が含まれているものの写しを添付してください。</p>	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・「4月分」の電気料金等領収書の写し <p>※領収書は4月分のみで結構です。</p> <ul style="list-style-type: none">・設置個所を示す位置図(任意様式)・預金通帳の表紙の写し(振込みの場合) <p>※ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は裏面を参照</p> 

○防犯灯設置等補助金

【1基につき(設置/交換に関する)工事費の2分の1】(補助額限度=1基につき3万円まで)

防犯灯を（設置/交換）工事完了後、1年以内に申請するものです。防犯灯の新規設置や、既存の防犯灯を蛍光灯からLED等に交換した場合（器具一式の取付け）補助金の対象となります。※蛍光灯の球だけの交換や、自動点滅器等の修理は、補助の対象となりません。詳しくは防犯灯設置補助金の申請用紙を御覧ください。

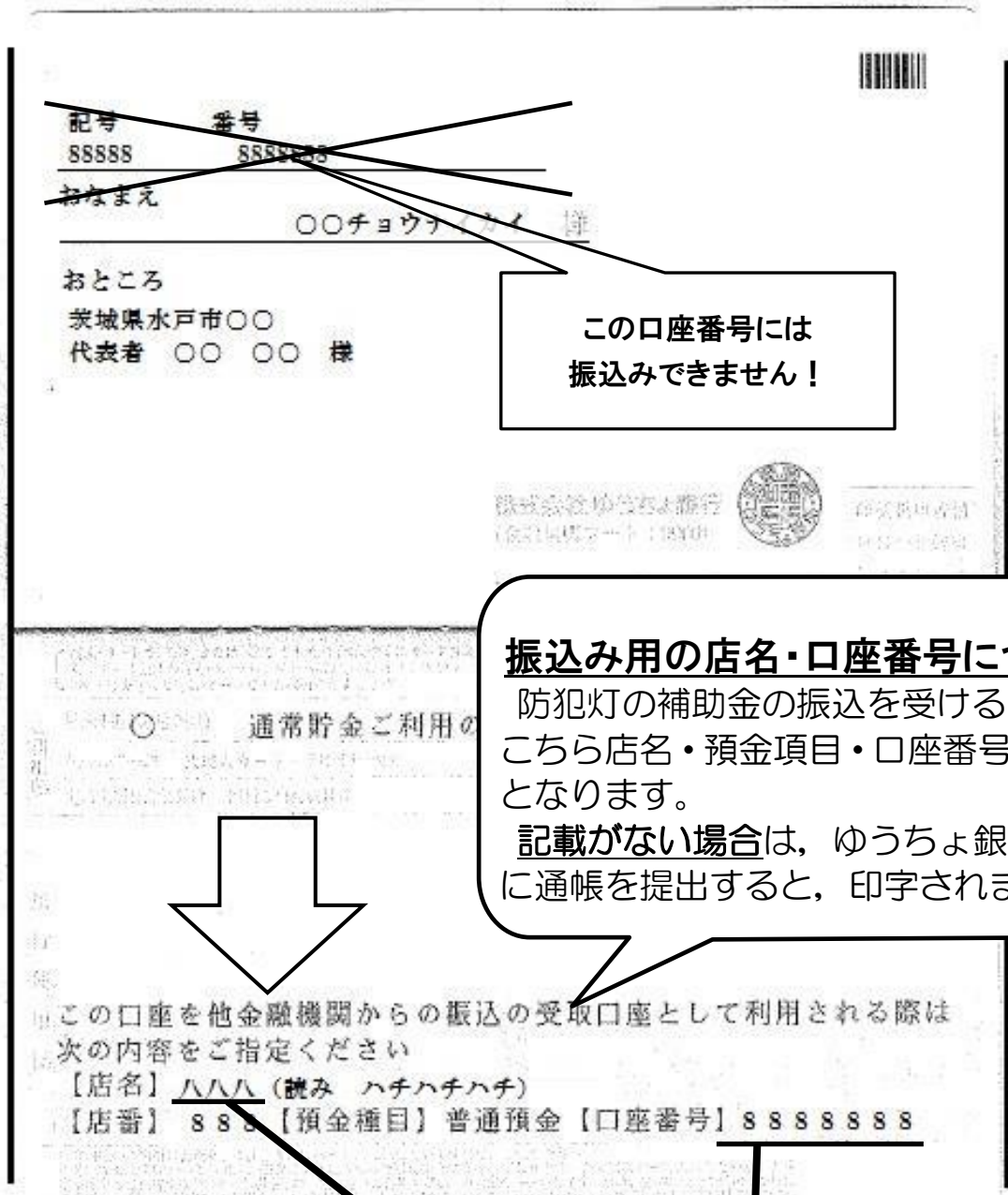
【申請場所】生活安全課、赤塚・常澄・内原出張所及び各市民センター

担当課 市民協働部 生活安全課 交通防犯係 Tel 029-224-1113

※ご記入には、「こすると消えるペン」など訂正が可能な筆記具をご使用にならないでください。

ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合について

ゆうちょ銀行の場合は、通帳表紙の裏面（口座名義がカタカナで記載してあるページ）を見開きでコピーして添付してください。



振込み用の店名・口座番号について

防犯灯の補助金の振込を受ける際は、こちら店名・預金項目・口座番号が必要となります。

記載がない場合は、ゆうちょ銀行窓口に通帳を提出すると、印字されます。

※窓口に通帳を提出すると、振込用の店名・口座番号が印字されます。

記入例

振込先	ゆうちょ	銀信信農 行金組協	支店
預金種目	普 当 貯 通 座 蓄	口座番号	
フリガナ	〇〇チョウナイカイ		
口座名義	〇〇 町内会		

ゆうちょ銀行に限らず名義確認のため、通帳表紙の裏面を添付していただく場合がございます。